令和4年度

財 政 白 書

令和 6(2024)年 3月

上三川町企画課

はじめに

この財政白書は、上三川町の令和4年度の普通会計の決算収支、歳入や歳出の状況について の説明資料として、令和4年度地方財政状況調査表を基に作成しています。

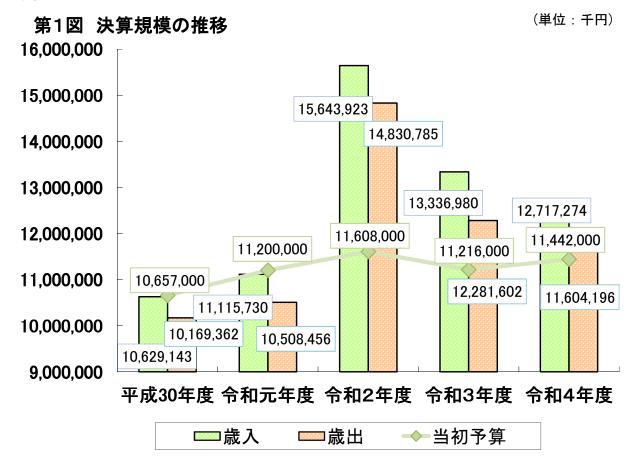
目 次

1	普通	会計決	算の	概到	更																								
	(1)	令和4	年度	決算	草の	特	徴		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	1
	(2)	決算収	攻支	-		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
2	歳入	、の状況	. 5	-		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
3	歳出	の状況	2																										
	(1)	目的別	歳出			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
	(2)	性質別	歳出			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
4	地方	債の状	沈	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 3
5	債務	負担行	清為の	状测	兄	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 6
6	積立	金の状	沈	-		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
7	主な	財政指	標																										
	(1)	標準則	 政規	模	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
	(2)	財政力	指数			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2 0
	(3)	経常収	支比	率			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	2 1
	(4)	健全化	判断	比四	മ 等	<u> </u>	•	•		•	•		•			•	•	•		•				•	•	•	•		2 2

1 普通会計決算の概要

(1) 令和4年度決算の特徴

令和4年度決算は、いちご一会とちぎ国体事業や生涯学習・子育て支援複合施設整備事業等の増加があったものの、令和3年度に実施した新型コロナウイルスワクチン接種事業や子育て世帯・住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業の減少が大きく、歳入歳出決算額とも前年度比減となっています。



ことばの意味

- ★普通会計・・・ 普通会計とは、財政分析に使われる会計の区分で総務省の定める基準です。 現在、当町で普通会計に当てはまるものは、『一般会計』のみとなります。
- ★一般会計・・・ 町行政の運営の基本となる会計で、町会計の中心となる会計です。 なお、この財政白書上の各数値は、一般会計における集計値となります。
- ★特別会計・・・ 特定の事業を行うために、『一般会計』と区別して経理する会計です。 当町では、『国民健康保険事業特別会計』、『介護保険事業特別会計』、『後期高齢者 医療特別会計』、『農業集落排水事業特別会計』の4つの特別会計があります。
- ★公営企業会計・・・ 『一般会計』とは区別される、民間企業と同様な独立採算制をとっている事業会計のことで、当町では『水道事業会計』、『下水道事業会計』の2つの公営企業会計があります。

(2) 決算収支

第1表 普通会計決算総括表

(単位:千円、%)

			令和4年度		令和3	3年度
	区 分	金額	増減額	増減率	金額	増減額
		(a)	(a-b)		(b)	R2年度比
1	歳入総額	12, 717, 274	△ 619, 706	△ 4.6	13, 336, 980	△ 2, 306, 943
2	歳出総額	11, 604, 196	△ 677, 406	△ 5.5	12, 281, 602	△ 2, 549, 183
3	形式収支 (1-2)	1, 113, 078	57, 700	5. 5	1, 055, 378	242, 240
4	翌年度に繰り越すべき財源	312, 422	231, 098	284. 2	81, 324	△ 43,389
5	実質収支(3-4)	800, 656	△ 173, 398	△ 17.8	974, 054	285, 629
6	単年度収支	△ 173, 398	△ 459, 027	△ 160.7	285, 629	47, 545
7	積立金	144	△ 156, 441	△ 99.9	156, 585	156, 234
8	繰上償還金	0	0	0.0	0	0
9	積立金取崩額	0	0	0. 0	0	△ 492, 592
10	実質単年度収支 (6+7+8-9)	△ 173, 254	△ 615, 468	△ 139.2	442, 214	696, 371

第2表 決算収支の推移

(単位:千円、%)

年度	歳	入 増減率	歳	出 増減率	実 質	収 支 増減率	単年度 収 支	実質単年度 収 支
令和4年度	12, 717, 274	△ 4.6	11, 604, 196	△ 5.5	800, 656	△ 17.8	△ 173, 398	△ 173, 254
令和3年度	13, 336, 980	△ 14.7	12, 281, 602	△ 17.2	974, 054	41. 5	285, 629	442, 214
令和2年度	15, 643, 923	40. 7	14, 830, 785	41. 1	688, 425	52. 9	238, 084	△ 254, 157
令和元年度	11, 115, 730	4. 6	10, 508, 456	3. 3	450, 341	22. 7	83, 370	73, 764
平成30年度	10, 629, 143	△ 21.0	10, 169, 362	Δ 22.2	366, 971	1.7	6, 255	△ 102,085

令和4年度については、翌年度へ繰り越す事業が増加し、それに伴い財源についても翌年度へ繰り越していることから、単年度の収支は赤字となっています。同じく『実質単年度収支』も赤字となりましたが、令和3年度の繰越金が多かったことから財政調整基金を取崩すことはなく、赤字額は『単年度収支』より減少しています。

ことばの意味

- ★実質収支・・・ 「形式収支」から「翌年度に繰り越すべき財源」を差し引いたもの。 ここが赤字になると、いわゆる『赤字団体』とされます。
- ★単年度収支・・・ 「当年度の実質収支」から「前年度の実質収支」を差し引いたもの。 前年度から引き継がれた収入・支出を除き、当該年度だけの収支を明らかにし ます。
- ★実質単年度収支・・・ 単年度収支の中からさらに、財政調整基金への積立や取崩しなどの増減を 計算したもの。

2 歳入の状況

第3表 歳入決算額の状況

(単位:千円、%)

			令和4	4 年度		令和3年	度
	区 分	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額	構成比
		(a)		(a-b)		(a)	
1	地方税	6,377,600	50. 1	590, 311	10. 2	5,787,289	43. 4
2	地方譲与税	144,823	1. 1	△ 1,050	△ 0.7	145,873	1. 1
3	利子割交付金	1,251	0. 0	△ 1,256	△ 50.1	2,507	0.0
4	配当割交付金	24,164	0. 2	△ 1,669	△ 6.5	25,833	0. 2
5	株式等譲渡所得割交付金	17,921	0. 1	△ 11,958	△ 40.0	29,879	0. 2
6	法人事業税交付金	92,377	0. 7	△ 51,693	△ 35.9	144,070	1. 1
7	地方消費税交付金	830,935	6. 5	36, 540	4. 6	794,395	6. 0
	(1) 地方消費税	393,633	3. 1	16, 263	4. 3	377,370	2. 8
	(2) 社会保障財源化分	437,302	3. 4	20, 277	4. 9	417,025	3. 1
8	環境性能割交付金	15,174	0. 1	△ 75	△ 0.5	15,249	0. 1
9	地方特例交付金	42,760	0. 3	△ 31,063	△ 42.1	73,823	0. 6
10	地方交付税	440,818	3. 5	△ 82, 398	△ 15.7	523,216	3. 9
	(1) 普通交付税	332,849	2. 6	△ 90,036	△ 21.3	422,885	3. 2
	(2) 特別交付税	107,969	0.8	7, 638	7. 6	100,331	0.8
11	交通安全対策特別交付金	3,384	0. 0	△ 656	△ 16.2	4,040	0. 0
/]	ト 計(一般財源)	7,991,207	62. 8	445, 033	5. 9	7,546,174	56. 6
12	分担金及び負担金	52,978	0.4	△ 13, 318	△ 20.1	66,296	0. 5
13	使用料及び手数料	56,535	0.4	960	1. 7	55,575	0. 4
14	国庫支出金	2,031,310	16. 0	△ 505, 302	△ 19.9	2,536,612	19. 0
15	県支出金	909,564	7. 2	54, 751	6. 4	854,813	6. 4
16	財産収入	5,839	0.0	△ 6, 191	△ 51.5	12,030	0. 1
17	寄付金	46,120	0. 4	4, 838	11. 7	41,282	0.3
18	繰入金	230,917	1.8	46, 542	25. 2	184,375	1.4
19	繰越金	1,055,378	8. 3	242, 240	29.8	813,138	6. 1
20	諸収入	74,326	0. 6	Δ 21, 209	△ 22.2	95,535	0. 7
21	地方債	263,100	2. 1	△ 868, 050	△ 76.7	1,131,150	8. 5
/]	計 (特定財源)	4,726,067	37. 2	△ 1,064,739	△ 18.4	5,790,806	43. 4
	歳入合計	12,717,274	100.0	△ 619, 706	Δ 4.6	13,336,980	100. 0
自	主財源(1+13+14+17~21)	7,899,693	62. 1	844, 173	12. 0	7,055,520	52. 9
依	存財源(2~12+15+16+22)	4,817,581	37. 9	△ 1, 427, 339	△ 22.7	6,281,460	47. 1

[※] 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

新型コロナウイルスワクチン接種事業や臨時特別給付金事業の事業費が減少したことによる『国庫支出金』の減少、臨時財政対策債発行可能額の減少による『地方債』の減少が影響し、歳入総額は前年比減となっています。

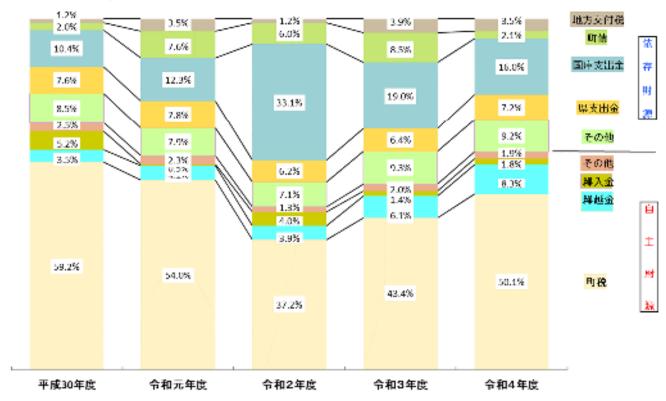
『普通交付税』は前年度に引き続き、国の臨時経済対策として追加交付があったものの、令和3年 度規模の交付はなかったことから、前年度より減少しています。

『地方税』においては企業の設備投資による固定資産税の増加等が影響し、全体として増加しており、自主財源の割合が増えています。

ことばの意味

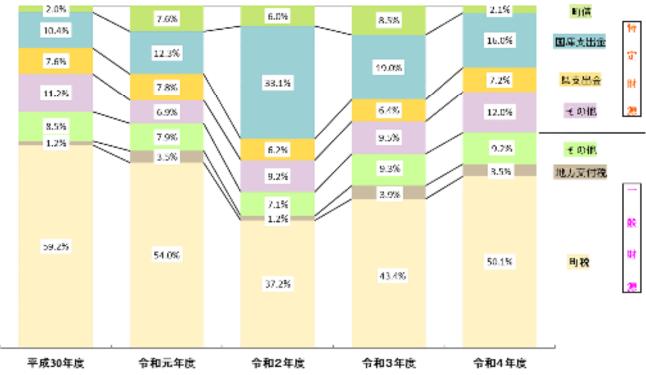
- ★地方譲与税・・・・国税の一部から町に譲与されるお金。道路の延長や面積を基準に交付される 地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税などがあります。
- ★○○○交付金・・・・皆さんが納めている国税(消費税や所得税など)や県税(自動車取得税)から、町に配分されてくる税金。
- ★地方交付税・・・・全国の市町村で同じ行政サービスが受けられるように、国から配分されるお金。普通交付税と特別交付税の2種類があります。
- ★国庫/県支出金・・特定の事業実施のため、その使い道が指定されて、国や県から渡されるお金。
- ★財産収入・・・・・町有地の払下げによる収入や基金(貯金)の利子収入。
- ★繰入金・・・・・・積み立てていた基金(貯金)を取り崩して、予算に繰り入れるお金。
- ★繰越金・・・・・前年度決算により繰り越したお金。
- ★地方債・・・・・・町が事業を行う場合に、その不足資金を調達するために、長期間、銀行などから借り入れるお金。借金(ローン)のこと。
- ★特定財源・・・・・その使い道が決められている財源。
- ★一般財源・・・・・どのような経費にも使える財源。
- ★依存財源・・・・・国や県の基準等により交付される財源。
- ★自主財源・・・・・町が自主的に調達できる財源。

第2図 歳入構成の推移(その1)



[※] 端款処理の関係で、各年度の合計が100.0%にならないことがあります。

第3図 歳入構成の推移(その2)



※ 端数処理の関係で、各年度の合計が100.0%にならないことがあります。

第4表 町税の状況

(単位:千円、%)

		令和 4	·年度		令和3年	F度
区 分	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額	構成比
	(a)		(a-b)		(a)	
一 普通税	6, 194, 155	97. 1	605, 078	10.8	5, 589, 077	96. 6
(1) 市町村民税	2, 198, 546	34. 5	132, 846	6. 4	2, 065, 700	35. 7
(7) 個人分	1, 787, 243	28. 0	44, 089	2. 5	1, 743, 154	30. 1
(イ) 法人分	411, 303	6. 4	88, 757	27. 5	322, 546	5. 6
(2) 固定資産税	3, 587, 211	56. 2	450, 333	14. 4	3, 136, 878	54. 2
(7) 純固定資産税	3, 583, 569	56. 2	450, 348	14. 4	3, 133, 221	54. 1
① 土地	967, 201	15. 2	△ 3, 951	△ 0.4	971, 152	16.8
② 家屋	1, 144, 000	17. 9	38, 536	3. 5	1, 105, 464	19. 1
③ 償却資産	1, 472, 368	23. 1	415, 763	39. 3	1, 056, 605	18. 3
(イ) 交付金	3, 642	0. 1	△ 15	△ 0.4	3, 657	0. 1
(3) 軽自動車税	109, 768	1.7	5, 167	4. 9	104, 601	1. 8
(4) 市町村たばこ税	298, 630	4. 7	16, 732	5. 9	281, 898	4. 9
二 目的税	183, 445	2. 9	△ 14, 767	△ 7.5	198, 212	3. 4
(1) 都市計画税	183, 445	2. 9	△ 14, 767	△ 7.5	198, 212	3. 4
合 計	6, 377, 600	100.0	590, 311	10. 2	5, 787, 289	100. 0

[※] 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

町税収入の総額としては、前年度と比較して増額となっています。

『固定資産税』について、「土地」は下落修正による評価額減から税収の減となっています。一方「家屋」は新築家屋の増加によって税収の増となっています。「償却資産」は企業の新たな設備投資があったことから大幅に増収となっています。

『都市計画税』は、都市計画事業等に要する費用に充てるため、都市計画区域として指定されている市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し課することができる目的税です。令和4年度収入の使いみちについては、下記に掲載しています。

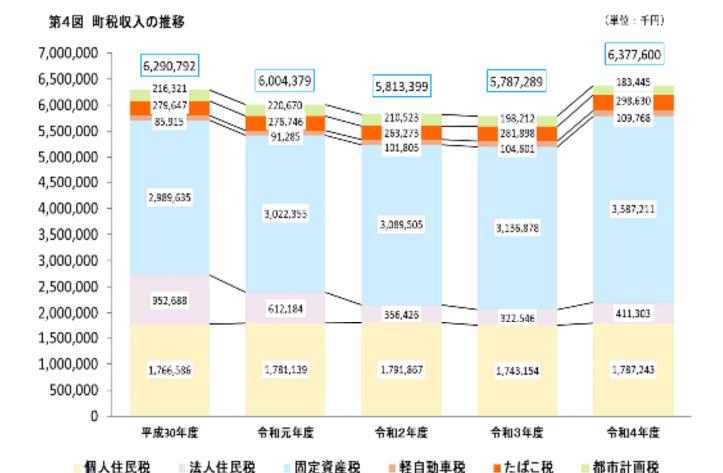
『市町村民税』が前年度から増額となっており、コロナ渦からの持ち直しがみられます。

『軽自動車税』については、登録台数の増により前年度比増額となりました。

『市町村たばこ税』については、売り渡し本数が増加したことにより前年比増額となりました。

【令和4年度 都市計画税収入とその使いみち】

- ◆都市計画税収入
 - 1 億 8,344 万 4,716 円 (現年課税分:1 億 8,207 万 4,377 円、滞納繰越分:137 万 339 円)
- ◆都市計画税の使いみち
 - ◇公共下水道整備事業 449 万 2,965 円
 - ※都市計画法第59条の認可を受けた都市計画事業(武名瀬川排水区整備等)
 - ◇下水道事業会計 起債償還 1億7,895万1,751円
 - ※過去に実施した都市計画事業(下水道整備事業(汚水・雨水))の借金の返済



※ 端数処理の関係で、合計が合わないことがあります。

『法人住民税』については、コロナ禍の影響から減少が続いており、いまだ低い水準となっています。 町内大企業からの税収が主なものであり、経済状況の影響を受けやすく、法人住民税全体の増減に影響 があることが、当町の特徴と言えます。

『固定資産税』について、企業による設備投資があったため、前年度より大幅に増収する結果となりました。町税収入全体に占める割合は非常に大きく、一定額の収入が見込めることから、当町における町税収入の根幹となっています。

『都市計画税』については、令和元年度までの税率は 0.2%でしたが、令和2年度から税率を段階的に引き下げ、令和3年度は 0.18%、令和4年度は 0.165%としたため、減収となりました。

『軽自動車税』について、軽自動車の保有台数は微増が続いており、ランニングコストの低さや機動力の高さへの需要があることから、軽自動車税についても増加傾向にあります。

『たばこ税』について、近年はたばこに対する需要の低下から減少傾向にありましたが、令和3年10月に税率が引き上げられたこともあり、令和3年度以降増加しています。

3 歳出の状況

(1)目的別歳出

歳出を分類する場合、「目的別」・「性質別」の2種類で分類することが出来ます。「目的別」では行政目的(仕事の内容)で分類するので、町の仕事のどの分野に重点的にお金がかけられているかが分かります。

第5表 目的別歳出決算額の状況

(単位:千円、%)

			令和 4		令和3年度		
[2	区 分	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額	構成比
		(a)		(a-b)		(a)	
1	議会費	107,796	0. 9	4, 175	4. 0	103,621	0.8
2	総務費	1,168,028	10. 1	△ 501,824	△ 30.1	1,669,852	13. 6
3	民生費	4,392,350	37. 9	△ 430, 929	△ 8.9	4,823,279	39. 3
4	衛生費	965,652	8. 3	107, 847	12. 6	857,805	7. 0
5	労働費	35	0.0	△ 65	△ 65.0	100	0.0
6	農林水産業費	530,059	4. 6	48, 201	10.0	481,858	3. 9
7	商工費	348,470	3. 0	90, 882	35. 3	257,588	2. 1
8	土木費	1,248,631	10.8	△ 241, 151	△ 16.2	1,489,782	12. 1
9	消防費	562,743	4. 8	6, 273	1.1	556,470	4. 5
10	教育費	1,331,030	11.5	183, 938	16.0	1,147,092	9. 3
11	災害復旧費	14,190	0. 1	14, 190	皆増	0	0.0
12	公債費	935,212	8. 1	41, 057	4. 6	894,155	7. 3
13	諸支出金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	合 計	11,604,196	100.0	△ 677, 406	△ 5.5	12,281,602	100.0

[※] 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

『総務費』は前年度から減額となりました。前年度に実施した、町庁舎の外壁・建具・屋上防水工事【△268,933 千円】の終了と臨時財政対策債償還基金費の町債管理基金積立金【△193,293 千円】がなかったことが主な要因となります。『民生費』については、前年度実施の子育て世帯への臨時特別支援事業【△481,600 千円】が終了したことが影響し、前年度から減額となりました。

『衛生費』について、火災対応としてクリーンパーク茂原等運営事業負担金【+50,330 千円】、水道料金減免のための補助金【+50,081 千円】が増加したことにより増額となりました。

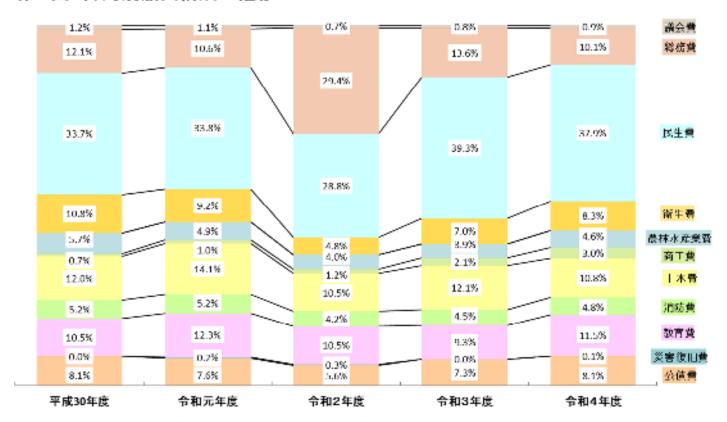
『商工費』については、企業等設備導入奨励金交付事業【+93,590千円】により増額しています。

『土木費』については、上三川インター南産業団地と併せた町道 3-123 号線の整備が令和 3 年度に完了したことなどにより道路整備事業【△130,864 千円】、そのほか、公園通り整備事業【△70,975 千円】河川事業【△29,572 千円】等が要因となり減額しています。

『教育費』は、今後控えるORIGAMIプラザの建設に対応するための生涯学習センター整備基金 積立金【+100,000千円】、令和4年度実施のいちご一会栃木国体事業【+54,786千円】により、増額となっています。

構成比の割合では、『民生費』・『教育費』・『土木費』・『総務費』の順になります。『教育費』については、令和5年度に完成を予定しているORIGAMIプラザの建設に伴い、歳出が増加する見込みです。また、『総務費』については、今後数年間にわたり庁舎大規模改修事業を実施する予定となっていることから、例年に比べ歳出が大きい状況が続く見込みとなります。『民生費』は、社会保障に対する経費が大きなウエイトを占めることから、構成比に占める割合が大きくなります。

第5図 目的別歳出構成の推移



※ 端数処理の関係で、各年度の合計が100.0%にならないことがあります。

ことばの意味

★議会費・・・・・議員報酬等の議会運営に要する費用。

★総務費・・・・・税金徴収や戸籍事務、まちづくり等のために要する費用。

★民生費・・・・・保育所の運営等の子育て支援や高齢者・障がい者の生活支援等に要する費用。

★衛生費・・・・・健康診査や予防接種、ゴミ収集等に要する費用。

★農林水産業費・・農業振興のために要する費用。

★商工費・・・・・上三川町商工会への補助など、中小企業の振興のために要する費用。

★土木費・・・・・道路や橋、公園等の管理および整備に要する費用。

★消防費・・・・・石橋地区消防組合への負担金や町消防団の運営等に要する費用。

★教育費・・・・・学校教育、スポーツ・文化振興等に要する費用。

★災害復旧費・・・地震や台風等の自然災害の対応に要する費用。

★公債費・・・・・地方債(借金)返済のための費用。

(2)性質別歳出

「性質別」では人件費や物件費といった経済的性質に分類することで、財政の健全度等を把握することが出来ます。

「義務的経費」とは、支出することが制度的に義務づけられていて、削減のしにくい経費のことです。 この割合が大きくなっていくと財政運営が硬直化傾向にあるとされます。

また、「投資的経費」とは、道路や建物など形として残るものに使われる経費のことです。一方、支出の効果が短期間で終わり、形として残らないものに使われる経費が「消費的経費」です。

第6表 性質別歳出決算額の状況

(単位:千円、%)

			令和 4	年度		令和3年	- 度
	区 分	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額	構成比
		(a)		(a-b)		(a)	
1	人件費	1, 608, 368	13. 1	△ 12,589	△ 0.8	1, 620, 957	13. 2
2	物件費	1, 832, 678	14. 9	58, 809	3. 3	1, 773, 869	14. 4
3	維持補修費	32, 405	0. 3	8, 839	37. 5	23, 566	0. 2
4	扶助費	2, 799, 881	22. 8	△ 413, 115	△ 12.9	3, 212, 996	26. 2
5	補助費等	2, 109, 210	17. 2	186, 025	9. 7	1, 923, 185	15. 7
6	普通建設事業費	861, 556	7. 0	△ 485, 051	△ 36.0	1, 346, 607	11.0
	(1)補助事業費	247, 011	2. 0	△ 128, 302	△ 34.2	375, 313	3. 1
	(2)単独事業費	614, 545	5. 0	△ 356, 749	△ 36.7	971, 294	7. 9
7	災害復旧事業費	14, 190	0. 1	14, 190	皆増	0	0.0
8	公債費	935, 212	7. 6	41, 057	4. 6	894, 155	7. 3
9	積立金	227, 030	1.8	△ 153, 452	△ 40.3	380, 482	3. 1
10	投資及び出資金	24, 736	0. 2	△ 2,843	△ 10.3	27, 579	0. 2
11	繰出金	1, 158, 930	9. 4	80, 724	7. 5	1, 078, 206	8.8
	合 計	11, 604, 196	94. 5	△ 677, 406	△ 5.5	12, 281, 602	100.0
	義務的経費(1+4+8)	5, 343, 461	43. 5	△ 384, 647	△ 6.7	5, 728, 108	46. 6
任	意的経費(2+3+5+6+7+9~11)	6, 260, 735	51.0	△ 292, 759	△ 4.5	6, 553, 494	53. 4
	消費的経費(1~5)	8, 382, 542	68. 3	△ 172, 031	Δ 2.0	8, 554, 573	69.7
	投資的経費(6+7)	875, 746	7. 1	△ 470,861	△ 35.0	1, 346, 607	11. 0
	その他の経費(8~11)	2, 345, 908	19. 1	△ 34, 514	△ 1.4	2, 380, 422	19. 4

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

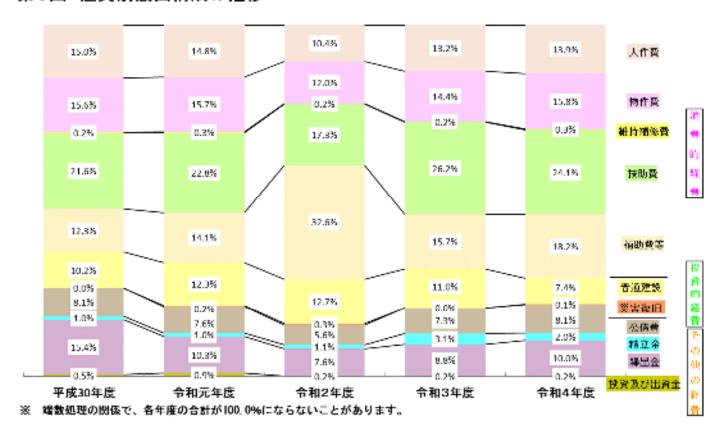
構成比が最も大きいのは、『扶助費』となっています。子育て世帯等臨時特別支援事業の終了により前年比減となっているものの、子育て支援や障がい福祉サービス等、社会保障に対する需要は多く、歳出において大きな割合を占める状態が続く見込みです。

『補助費等』については、令和4年2月発生の火災事故によるクリーンパーク茂原等運営事業の負担金の増加やコロナ交付金による水道料金減免のための水道事業への補助金の増加が主な要因となり増額しています。また、クリーンパーク茂原の火災に対する大規模工事の負担金は、令和5年度さらに増額する見込みです。

『普通建設事業費』のうち『補助事業費』については、公園通り整備事業の終了、『単独事業費』については、庁舎外壁・建具・屋上防水改修工事の終了により前年度比減額となっています。令和4年2月発生の鬼怒川河川敷火災によって損傷した東蓼沼橋の復旧工事のため『災害復旧事業費』が増額となりました。

『積立金』は、令和3年度普通交付税追加交付分として積み立てた町債管理基金がなかったため、前年度から減額しています。

第6図 性質別歳出構成の推移



ことばの意味

★物件費・・・・・公共施設管理のための委託費や消耗品、光熱水費などの事務的な経費。

★維持補修費・・・・公共施設や公用車等の維持修繕費用。

★扶助費・・・・・児童医療費の助成や高齢者・障がい者の生活支援等。

★補助費等・・・・・各種団体(消防・救急医療・葬祭場・自治会等)への負担金や活動支援等。

★普通建設事業費・・道路や河川、学校などの整備・改修工事費用。

★積立金・・・・・基金への積立。

★繰出金・・・・・・保険医療特別会計や農業集落排水事業特別会計への支出。

★投資及び出資金・・水道事業会計や下水道事業会計への支出等。

(単位:千円、%)

			令和	4 年度		令和3年	丰度					
D	≤ 分	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額	構成比					
		(a)		(a-b)		(a)						
1	議会費	0	0. 0	0	0.0	0	0.0					
2	総務費	60, 957	7. 1	△ 253, 266	△ 80.6	314, 223	23. 3					
3	民生費	52, 427	6. 1	39, 109	293. 7	13, 318	1.0					
4	衛生費	23, 665	2. 7	23, 117	4, 218. 4	548	0. 0					
5	労働費	0	0. 0	0	0. 0	0	0.0					
6	農林水産業費	50, 277	5. 8	5, 173	11. 5	45, 104	3. 3					
7	商工費	0	0. 0	0	0.0	0	0.0					
8	土木費	512, 095	59. 4	△ 249, 153	△ 32.7	761, 248	56. 5					
	(1)道路橋梁費	366, 764	42. 6	△ 85, 647	△ 18.9	452, 411	33. 6					
	(2)都市計画費	101, 660	11.8	△ 95, 751	△ 48.5	197, 411	14. 7					
	(3)住宅費	3, 092	0. 4	1, 967	174. 8	1, 125	0. 1					
	(4) その他	40, 579	4. 7	△ 69, 722	△ 63.2	110, 301	8. 2					
9	消防費	0	0. 0	△ 1,709	Δ 100.0	1, 709	0. 1					
10	教育費	162, 135	18. 8	△ 48, 322	△ 23.0	210, 457	15. 6					
	(1)小学校費	34, 738	4. 0	△ 16,036	△ 31.6	50, 774	3.8					
	(2)中学校費	7, 035	0.8	△ 1,514	△ 17.7	8, 549	0.6					
	(3) その他	120, 362	14. 0	△ 30, 772	Δ 20.4	151, 134	11. 2					
11	諸支出金	0	0. 0	0	0.0	0	0.0					
	슴 計	861, 556	100.0	△ 485, 051	△ 36.0	1, 346, 607	100.0					

[※] 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

『総務費』が前年度から減額となっているのは、庁舎外壁・建具・屋上防水工事が令和3年度に完了したためです。今後は、庁舎内部の大規模改修事業を予定していることから、令和5年度以降の事業費は増えていく見込みとなります。

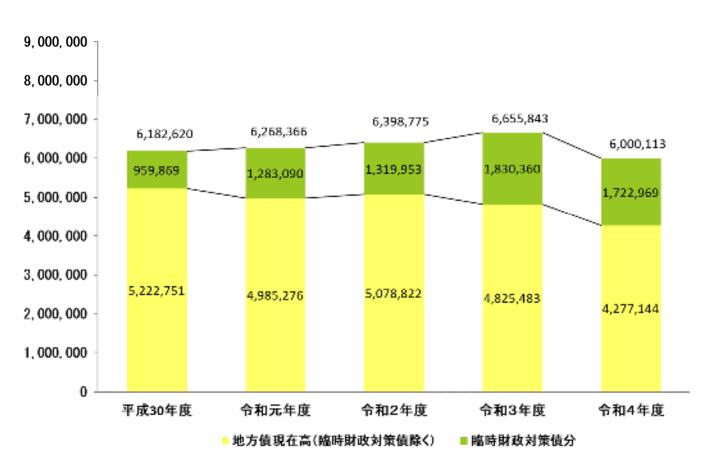
『民生費』については、しらさぎセントラル保育園の建設に対して、保育所等助成事業を実施したことで増額となっています。

『土木費』については、公園通り整備事業や上三川インター南産業団地と併せた町道 3-123 号線の整備事業が完了したことなどにより前年度より減額しています。

『教育費』のうち「その他」は、坂上コミュニティセンターおよび明治南コミュニティセンターの改修工事が完了したことが主な要因となり前年度より減額しております。また、「小学校費」については、明治小学校の屋内運動場屋根改修工事と北小学校給水設備改修工事が完了したことにより減額しています。

4 地方債(借金)の状況

第7図 地方債現在高の推移



(単位:千円)

『地方債現在高』は、臨時財政対策債発行可能額が前年度と比較し大幅に減額したことなどにより、 新規の地方債発行を元金償還額が大幅に上回ったことで前年比減となりました。

今後においては、ORIGAMIプラザの建設や庁舎内部の大規模改修を予定していることから、その財源として地方債の発行額も増加していく見込みです。

地方債現在高を町民 1 人当たりに換算すると、194,430 円となります。(令和 5 年 3 月 3 1 日現在人口 30,860 人)

ことばの意味

★臨時財政対策債・・・ 地方債は、原則として道路整備や学校整備等の建設事業のために発行される ものですが、臨時財政対策債は地方一般財源の不足に対処するため、建設事業 以外の経費にも充てられる特例として発行される地方債です。地方公共団体の 実際の借入れの有無にかかわらず、その元利償還金相当額を後年度基準財政需 要額【20ページ参照】に算入することとされています。

第8表 地方債現在高の状況(目的別)

(単位:千円、%)

		∆10.4 F ∰ ∆10.6 F ∰								
			令和	4 年度		令和3年	F.医			
	区分	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額	構成比			
		(a)		(a-b)		(a)				
1	公共事業等債	305,023	5. 1	△ 1,844	△ 0.6	306,867	4. 6			
2	防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債	85,310	1. 4	△ 710	Δ 0.8	86,020	1. 3			
3	公営住宅建設事業債	0	0.0	△ 422	△ 100.0	422	0.0			
4	災害復旧事業債	9,070	0. 2	△ 1,200	△ 11.7	10,270	0. 2			
5	(旧)緊急防災・減災事業債	1	0.0	△ 24,996	Δ 100.0	24,997	0. 4			
6	全国防災事業債	56,227	0. 9	△ 43, 208	△ 43.5	99,435	1.5			
7	学校教育施設等整備事業債	798,297	13. 3	△ 124, 547	△ 13.5	922,844	13. 9			
8	一般廃棄物処理事業債	45,756	0.8	△ 4,039	△ 8.1	49,795	0. 7			
9	一般補助施設整備等事業債	88,128	1. 5	△ 80,947	△ 47.9	169,075	2. 5			
10	一般単独事業債	2,509,314	41.8	△ 222, 396	Δ 8.1	2,731,710	41.0			
11	財源対策債	262,351	4. 4	△ 16,796	Δ 6.0	279,147	4. 2			
12	減収補填債	37,680	0.6	△ 4,710	Δ 11.1	42,390	0.6			
13	臨時財政特例債	0	0.0	0	0.0	0	0.0			
14	減税補填債	49,915	0.8	△ 20,003	△ 28.6	69,918	1.1			
15	臨時税収補填債	0	0.0	0	0.0	0	0.0			
16	臨時財政対策債	1,722,969	28. 7	△ 107, 391	△ 5.9	1,830,360	27. 5			
17	県貸付金	30,072	0. 5	△ 2,521	0.0	32,593	0. 5			
	合 計	6,000,113	100.0	△ 655, 730	△ 9.9	6,655,843	100.0			

[※] 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

町道整備や公園施設整備等のための『公共事業等債』、河川護岸整備等のための『一般単独事業債』を 借り入れるなど、建設事業に充てるための町債を発行しました。

また、令和3年度に引き続き『臨時財政対策債』を発行しました。

全体としては、新規借入額が起債償還額を下回っており、現在高は減少しています。

第9表 地方債現在高の状況(借入先別)

(単位:千円、%)

			令和4	4 年度		令和34	丰度				
	区 分	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額	構成比				
		(a)		(a-b)		(a)					
1	政府資金	2, 432, 155	40. 5	△ 207, 552	△ 7.9	2, 639, 707	39. 7				
	(1)財政融資資金	2, 334, 571	38. 9	△ 179,660	△ 7.1	2, 514, 231	37. 8				
	うち旧資金運用部資金	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	(2)旧郵政公社資金	97, 584	1.6	△ 27,892	△ 22.2	125, 476	1.9				
	うち旧郵便貯金資金	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	うち旧簡易生命保険資金	97, 584	1.6	△ 27,892	△ 22.2	125, 476	1. 9				
2	地方公共団体金融機構資金	1, 014, 774	16. 9	Δ 101, 023	△ 9.1	1, 115, 797	16.8				
3	市中銀行	1, 888, 238	31.5	△ 260, 636	Δ 12.1	2, 148, 874	32. 3				
4	その他の金融機関	607, 516	10. 1	△ 77, 406	Δ 11.3	684, 922	10. 3				
5	共済等	27, 358	0. 5	△ 6,592	△ 19.4	33, 950	0. 5				
6	その他	30, 072	0. 5	Δ 2, 521	△ 7.7	32, 593	0. 5				
	슴 計	6, 000, 113	100.0	△ 655, 730	△ 9.9	6, 655, 843	100.0				

[※] 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

『財政融資資金』、『地方公共団体金融機構資金』から、それぞれ新たに借り入れました。

5 債務負担行為の状況

「債務」とは、経費の支出義務のことです。

「債務負担行為」は、将来にわたる債務を負う契約を結ぶことをいいます。予算の内容の一部として、議会の議決によって設定されますが、歳出予算には含まれません。あくまで契約等で発生する債務の負担を設定する行為で、その時点でまだ歳出の予定が確定しているわけではないからです。

第10表 債務負担行為の状況

(単位:千円、%)

		令	和4年度		令和 3	9年度
区	分	次年度以降 支出予定額	増減額	増減率	次年度以降 支出予定額	増減額
		(a)	(a-b)		(a)	(a-b)
利子補給等に係る	るもの	16, 486	8, 776	113.8	7, 710	△ 10, 145
農林水産関係	系に係るもの	13, 374	9, 882	283. 0	3, 492	△ 9, 278
商工関係に係	そるもの	3, 112	△ 1,106	0.0	4, 218	△ 867
住宅関係に係	そるもの	0	0	0.0	0	0
その他に係るもの	ס	2, 431, 019	△ 418, 851	△ 14.7	2, 849, 870	1, 140, 364
合	計	2, 447, 505	△ 410,075	△ 14.4	2, 857, 580	1, 130, 219

[※] 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

「その他に係るもの」には、上三川いきいきプラザや図書館、各コミュニティセンターなど町施設の 指定管理契約や、給食センター調理業務など、複数年度契約となるものの支出予定額が計上されていま す。契約満了の前年度には、新たな契約期間の支出予定額が加算されることになります。

ことばの意味

★利子補給・・・ 特定の融資を行った金融機関に対して、借入者の利子負担を軽減するため、その利子の一部に相当する金額を給付すること。当町では農業の発展のため、農業経営基盤の安定や農業者育成に係る資金の借入に対して、この制度を設けています。

6 積立金(貯金)の状況

第11表 積立基金現在高の状況

(単位:千円、%)

			令和 4		令和3年度			
	区 分	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額	構成比	
		(a)		(a-b)		(a)		
1	財政調整基金	2,615,244	52. 2	144	0.0	2,615,100	52. 5	
2	減債基金	1,206,802	24. 1	△ 149, 671	Δ 11.0	1,356,473	27. 2	
3	その他の特定目的基金	1,188,655	23. 7	180, 315	17. 9	1,008,340	20. 2	
	合 計	5,010,701	100.0	30, 788	0. 6	4,979,913	100.0	

[※] 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

令和4年度においては、基金への積立てが取崩しを上回り、現在高が増加しました。

『財政調整基金』について、令和3年度の繰越金が多かったことから取崩しを行いませんでした。 『減債基金(町債管理基金)』は、起債償還に【150,000千円】の取崩しを行いました。

『その他の特定目的基金』では、町社会福祉協議会事業費補助のために「社会福祉基金」【9,224 千円】を、学校設備の維持改修事業のために「義務教育施設整備基金」【16,203 千円】を、それぞれ取崩しました。また、令和2年度に設置した「新型コロナウイルス感染症対応基金」を全額【20,814 千円】取崩し、プレミアム商品券やワクチン接種医療機関協力金等の新型コロナウイルス感染症対策事業に充てました。積立てについては、ORIGAMIプラザの建設に対する「生涯学習センター整備基金」【100,000 千円】を、公共施設の改修等に対する「公共施設等総合管理基金」【100,000 千円】を、それぞれ積立てました。

基金現在高を町民1人当たりに換算すると、162,369円となります。

[令和5年3月31日現在人口30,860人]

ことばの意味

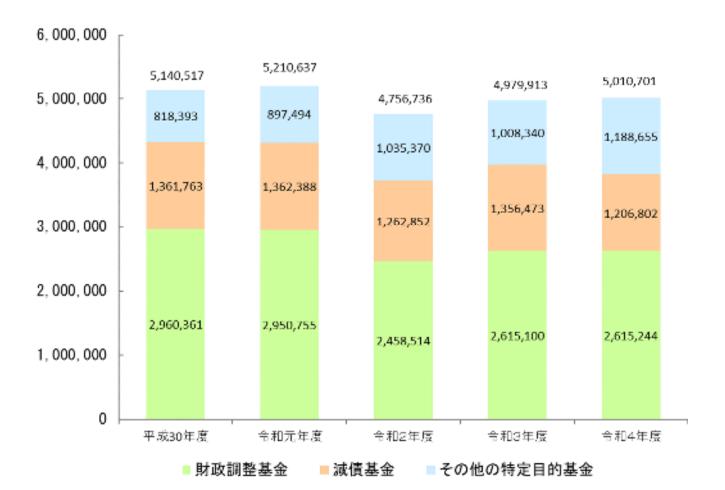
★財政調整基金・・・・・ 計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のあるときに積み立てておく 貯金のことです。

★減債基金・・・・・・・ 公債費の償還を計画的に行う目的で積み立て、将来にわたり健全な財政 運営を維持するための基金で、当町では町債管理基金という名称です。

★その他の特定目的基金・・ 当町において該当するものは、町営住宅施設整備基金、義務教育施設整備基金、社会福祉基金、生涯学習センター整備基金、公共施設等総合管理 基金及び森林環境譲与税基金の計6つがあります(※令和4年度末現在)。

第8図 積立金現在高の推移





『財政調整基金』は、後年度の臨時的事業の実施に備えるために、単年度の(平均的な)町税や普通交付税等の収入の1割(約7億円)以上を確保することに努めています。令和4年度は、前年度からの繰越金が多かったため取崩しを行わず、利子積立分のみ増加しました。

『減債基金(町債管理基金)』については、公債費に充てるための取崩しを行いました。

『その他の特定目的基金』では、公共施設の整備事業に備えるため、生涯学習センター整備基金と公共施設等総合管理基金へ積立てたことが主な要因となり、残高が増加しました。

予算上の歳入不足分は、『財政調整基金』や『減債基金 (町債管理基金)』を取り崩すことで補填しているため、町税収入の増減が基金の総現在高に大きく関与しています。

7 主な財政指標

(1) 標準財政規模

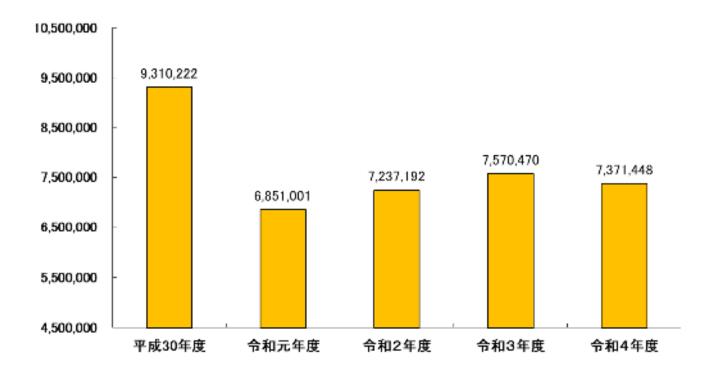
普通交付税を算定する上で算出されるその町の標準的な一般財源の収入見込額のことです。財政を分析する際などに、その町の財政能力とみなされています。

地方公共団体の財政規模を比較するにあたっては、国庫補助金や地方債などの特定財源が含まれているため、単純に比較するのが難しい状況です。そのため特定財源を控除し、地方税や普通交付税などの経常的に収入される一般財源の額で比較することが適当とされています。

当町では例年、70億円前後の数値で推移していますが、平成30年度においては、前年度である平成29年度の町税収入が大きく増額となったため、標準財政規模も例年と比較して非常に大きな数値となっています。令和4年度については、臨時財政対策債発行可能額が減少したことが主な要因となり、前年度より標準財政規模が小さくなっています。

第9図 標準財政規模の推移

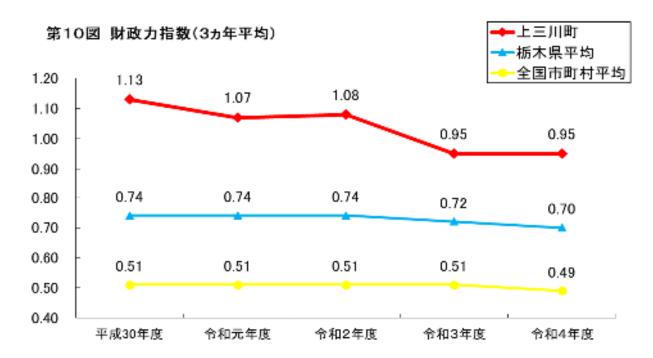
(単位:千円)



(2) 財政力指数

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値の過去3ヵ年の平均値です。地方公共団体の財政力を示す指数として使われます。なお、単年度での財政力指数が『1.0』を超える場合、普通交付税の不交付団体となります。

標準財政規模【19ページ参照】と同様に、平成29年度の町税増収が基準財政収入額を押し上げ、 財政力指数が『1.0』を超える状況が続いていました。令和4年度については、町内企業の設備投資 により固定資産税償却資産の町税収入が増加したことで、基準財政収入額が増加し、単年度の財政 力指数は前年度より上昇しています。



第12表 基準財政額の推移

(単位:千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基準財政 需要額	5, 515, 888	5, 018, 673	5, 514, 342	5, 477, 623	5, 771, 592
基準財政 収入額	7, 163, 344	4, 811, 224	5, 405, 158	5, 054, 738	5, 438, 743
(3ヵ年平均) 財政力指数	1. 133	1. 065	1. 079	0. 954	0. 948
(単年度) 財政力指数	1. 299	0. 959	0. 980	0. 923	0. 942

ことばの意味

★基準財政需要額・・・各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、地方交付税法の規定により 算定した額とされています。標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ妥当な 水準において地方行政を行う場合、又は標準的な施設を維持する場合に要する経

費を基準に算定された額となります。

★基準財政収入額・・・各地方団体の財政力を合理的に測定するために、地方交付税法の規定により算 定した額とされています。具体的には、町の標準的な税収入から一定割合により 算定された額となります。

(3) 経常収支比率

町が自由に使える町税などの経常一般財源収入のうち、人件費や扶助費、公債費など避けられない必要な経費が占める割合のことです。数値が低いほど、独自の政策のために使えるお金が多いことを示すとされ、数値が90%を超えると財政構造が硬直化しているとされています。

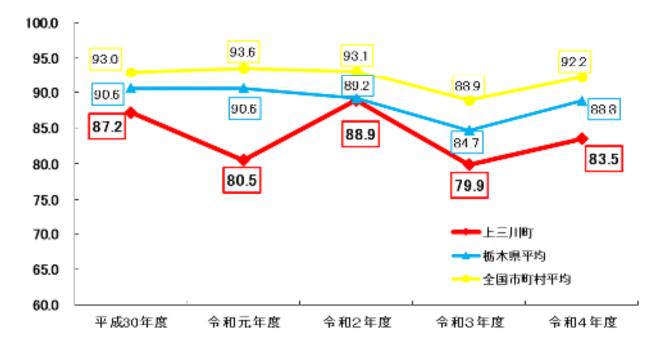
この5年で当町の経常収支比率は大きく変動していますが、歳出については増傾向ではあるものの、指数と連動した動きはありません。主に歳入において、経常一般財源収入である町税収入や普通交付税の交付状況によって、経常的な財源が大きく増減しており、これが指数に大きな影響を与えています。

平成30年度は、前年度の町税収入の増加が基準財政収入額を押し上げたことから、普通交付税が不交付となったことなどにより、経常一般財源収入額が低くなっているため、経常収支比率は高い数値となりました。令和3年度は、普通交付税、臨時財政対策債が増加したことにより、経常収入が増加したため、経常収支比率は低い数値となりました。令和4年度については、臨時財政対策債発行可能額が大幅に減少したことが主な要因となり、前年度と比較して高い数値となっています。

歳出において増傾向であるとした点について、『扶助費分』は社会保障施策にかかる費用支出が 年々増加傾向であること、『公債費分』は今後予定している公共施設改修等の財源となる起債の償 還が開始されることで増加していくことが見込まれます。

第11図 経常収支比率の推移

(単位:%)



	区分/年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経	常収支比率	87.2	80.5	88.9	79.9	83.5
	人件費分	20.3	19.4	19.7	18.1	18.2
	扶助費分	10.1	10.0	10.9	9.6	10.1
	公債費分	11.7	10.8	11.7	11.2	12.0

(4) 健全化判断比率等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律において定められている、『実質赤字比率』、『連結実質赤字比率』、『実質公債費比率』及び『将来負担比率』の4つの財政指標の総称です。これらの指標は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして定められています。

これらの4つの指標には、「早期健全化基準」、「財政再生基準」の2つの基準があり、この基準により「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3段階に区分されます。

また、水道事業、病院事業など公営企業を経営している地方公共団体には、これらの指標のほかに『資金不足比率』があります。

第13表 健全化判断比率等

《健全化判断比率》 (単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率 (3ヶ年平均)	将来負担比率
上三川町	1	_	6. 6	1
早期健全化基準	13. 93	18. 93	25. 0	350. 0
財政再生基準	20. 00	30.00	35. 0	

※ 「健全段階」に該当します。

《資金不足比率》 (単位:%)

	水道事業会計 下水道事業会計		農業集落排水事業 特別会計	
上三川町	1	-	_	
経営健全化基準	20. 00			

※ 不足額が生じていないため、「健全段階」に該当します。

ことばの意味

- ★実質赤字比率・・・ 福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。
- ★連結実質赤字比率・・ 全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を 指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。
- ★実質公債費比率・・ 借入金(地方債)の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、一般会計 等で賄う、資金繰りの程度を示すもの。
- ★将来負担比率・・・ 地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。
- ★資金不足比率・・・ 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して 指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。